

保護者様

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校長

学校感染症による出席停止について(令和4年度11月以降版)

学校保健安全法第19条により、下記の感染症にかかった場合、出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。下記の学校感染症による出席停止証明書に記載していただき、担任へ提出してください。

※1 証明書の記入については有料となる場合があります。

※2 感染症の状況によっては、感染症の種類や証明書の要、不要が変更になる場合があります。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

	感染症の種類	出席停止の期間	証明書 ○要 ×不要
第一種	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る。）、新型コロナウイルス感染症、その他	治癒するまで	×
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	×
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	○
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	○
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	○
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	○
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	○
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	○
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	○
第三種	流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	○

きりとり

(学校提出用)

学校感染症による出席停止証明書

年 組 氏名

病名 ()

出席停止期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

上記の疾病が治癒し、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印